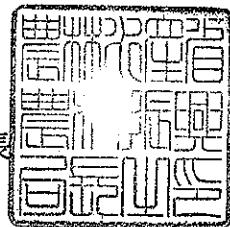


21農振第2495号

平成22年4月1日

北海道農地・水・環境保全向上対策協議会長 殿

農林水産省農村振興局長



農地・水・環境保全向上対策実施要領の一部改正について

この度、農地・水・環境保全向上対策の円滑な実施を図るため、農地・水・環境保全向上対策実施要領（平成19年3月30日18農振第1778号農林水産省生産局長・農村振興局長通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知の上、管内の活動組織に対して周知徹底を図られたい。

農地・水・環境保全向上対策実施要領（平成19年3月30日付け18農振第1778号農林水産省生産局長・農村振興局長通知）一部改正新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

	改	正	後	現	行
第5 営農活動支援交付金				第5 営農活動支援交付金	
1～4 (略) 5 支援の要件となる取組 (1)～(6) (略) (7) 地域協議会による要件の設定			1～4 (略) 5 支援の要件となる取組 (1)～(6) (略) (7) 地域協議会による要件の設定	ア 地域が抱える環境保全上の課題を解決し、地域の環境保全を推進する観点から、(1)で定める取組に、地域の実情を踏まえ、支援の要件を追加することができるものとする。 (削る。)	ア 地域が抱える環境保全上の課題を解決し、地域の環境保全を推進する観点から、(1)で定める取組に、地域の実情を踏まえ、支援の要件を追加することができるものとする。 <u>イ 地域協議会は、地域における米の生産調整の推進に係る施策との整合を図るため、地域の実情を踏まえ、支援の要件を追加することができるものとする。</u>

(別記2) 活動指針

第1 (略)	第1 (略)
第2 活動指針の活動項目の説明	第2 活動指針の活動項目の説明
1 田の活動指針	1 田の活動指針
(1) (略)	(1) (略)
(2) 誘導部分	(2) 誘導部分
ア 農地・水向上活動	ア 農地・水向上活動
a・b (略)	a・b (略)
c 実践活動	c 実践活動

下線の活動項目は機能診断結果に基づいて、当該年度の実施の必要性を判断し、必要に応じて実施する活動である。

【農用地に関する項目】

- 畦畔の再築立・□農用地法面の初期補修 (略)
- 鳥獣害防護柵の適正管理
  - ・鳥獣被害防止のための防護柵の下草刈りや簡易補修等による適正な管理を行うこと。

□防風ネットの適正管理 ~ □機能診断・補修技術の研修 (略)  
【開水路（ゲート等含む）に関する項目】～【農道に関する項目】(略)

イ 農村環境向上活動 (略)

2 畑の活動指針

- (1) (略)
- (2) 誘導部分

ア 農地・水向上活動

- a・b (略)
- c 実践活動

下線の活動項目は機能診断結果に基づいて、当該年度の実施の必要性を判断し、必要に応じて実施する活動である

【農用地に関する項目】

- 農用地法面の初期補修 (略)
- 鳥獣害防護柵の適正管理
  - ・鳥獣被害防止のための防護柵の下草刈りや簡易補修等による適正な管理を行うこと。

下線の活動項目は機能診断結果に基づいて、当該年度の実施の必要性を判断し、必要に応じて実施する活動である。

【農用地に関する項目】

- 畦畔の再築立・□農用地法面の初期補修 (略)
- 鳥獣害防護柵の適正管理
  - ・鳥獣被害防止のための防護柵の下草刈りや簡易補修等による適正な管理を行うこと、又は、新たに鳥獣害防護柵を設置し、適正な管理を行うこと。

□防風ネットの適正管理 ~ □機能診断・補修技術の研修 (略)  
【開水路（ゲート等含む）に関する項目】～【農道に関する項目】(略)

イ 農村環境向上活動 (略)

2 畑の活動指針

- (1) (略)
- (2) 誘導部分

ア 農地・水向上活動

- a・b (略)
- c 実践活動

下線の活動項目は機能診断結果に基づいて、当該年度の実施の必要性を判断し、必要に応じて実施する活動である

【農用地に関する項目】

- 農用地法面の初期補修 (略)
- 鳥獣害防護柵の適正管理
  - ・鳥獣被害防止のための防護柵の下草刈りや簡易補修等による適正な管理を行うこと。

□防風ネットの適正管理	～ □機能診断・補修技術の研修	(略)
【パイプライン(ポンプ場、調整施設等含む)に関する項目】	～	
【農道に関する項目	(略)	
農村環境向上活動	(略)	

(別記5) 集落協定等関連対象活動組織に対する追加の要件について  
 1 集落協定等関連対象活動組織は、次に掲げる（1）及び（2）について、集落協定等の規定を満たすために必要とされる最小限の行為として位置付けられる活動項目の数と同数を地域活動指針の誘導部分から追加実施（「異常気象等後の見回り」及び「異常気象等後の応急措置」を除く。）するものとする。

- (1)・(2) (略)
- 2・3 (略)

(別記10) 先進的な取組に係るまとまりの程度の判定方法について  
 第1 作物ごとにまとまりの程度の算定方法

- |             |  |
|-------------|--|
| 1 (略)       | 2 農家数の算定方法   |
| 2 農家数の算定方法  | (1)・(2) (略)  |
| (1)・(2) (略) | (削る。)  |
| (3)・(4) (略) | (3) (1) 及び (2) にかかわらず、地域における米の生産調整との整合を図るため、生産調整の実施を支援の要件として追加した地域協議会については、米の生産調整を実施していない農家について、これを農家数に算入しないことができるものとする。 |
| 3 (略)       | (4)・(5) (略)  |
| 3 (略)       | 3 (略)  |

第2 作物全体でみたまとまりの程度の算定方法  
 1 (略)

□防風ネットの適正管理	～ □機能診断・補修技術の研修	(略)
【パイpline(ポンプ場、調整施設等含む)に関する項目】	～	
【農道に関する項目】	(略)	
農村環境向上活動	(略)	

(別記5) 集落協定等関連対象活動組織に対する追加の要件について  
 1 集落協定等関連対象活動組織は、次に掲げる（1）及び（2）について、集落協定等の規定を満たすために必要とされる最小限の行為として位置付けられる活動項目の数と同数を地域活動指針の誘導部分から追加実施するものとする。

- (1)・(2) (略)
- 2・3 (略)

(別記10) 先進的な取組に係るまとまりの程度の判定方法について

第1 作物ごとにまとまりの程度の算定方法

- |             |  |
|-------------|--|
| 1 (略)       | 2 農家数の算定方法   |
| 2 農家数の算定方法  | (1)・(2) (略)  |
| (1)・(2) (略) | (3) (1) 及び (2) にかかわらず、地域における米の生産調整との整合を図るため、生産調整の実施を支援の要件として追加した地域協議会については、米の生産調整を実施していない農家について、これを農家数に算入しないことができるものとする。 |
| (3)・(4) (略) | (4)・(5) (略)  |
| 3 (略)       | 3 (略)  |

第2 作物全体でみたまとまりの程度の算定方法  
 1 (略)

2 農家数の算定方法	1 (略)
(1) ~ (3) (略) (削る。)	2 農家数の算定方法  (1) ~ (3) (略)  (4) (1) 及び (2) にかかわらず、地域における米の生産調整と の整合を図るため、生産調整の実施の要件として追加した 地域協議会については、米の生産調整を実施していない農家につ いて、これを農家数に算入しないことができるものとする。  (4) (略)  (5) (略)  3 (略)
	附 則
	この通知は、平成22年4月1日から施行する。